

資料3 有識者資料

小畑委員資料

第5回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ・意見

(29・6・28～更生保護法人両全会理事長小畑輝海メモ)

1 民間ボランティアの活動の促進等について(23条、24条)

(1) 民間ボランティアを多用した両全会の“人間性の回復”教育

対象者の中には、厳しい生育環境から肉親の愛情を十分受けられなかった者や、情操を養う文化的な環境に恵まれなかった者等が多い。これらの影響が精神的な負因として残り心の弱さの要因となって社会になじめなかった者が少なくない。

当会では、職員が生活指導や就労支援等の処遇の基本的部分を指導するが、情操面からの教育については職員の指導の外に、素晴らしい人格を持った保護司、更生保護女性会員、篤志面接委員等の多くの民間ボランティアの協力(現在40数名になる。)を受け人間性の回復を図っている。

*資料参照 人間性回復のための処遇システム

また、大学教授、臨床心理士、カウンセラー等の専門性を持った民間ボランティアの参加は、当会の各種離脱指導の推進の柱となっている。

人を再生させるには、最後は人の力である。人間力と人間愛を持った多様な民間ボランティアの参加は、数名の職員ではケア出来ない処遇の充実に優れて寄与している。

(2) 民間ボランティア活動促進上の問題点

- 素晴らしい民間ボランティアとの出会いは、日頃の人間関係の構築と目的や方向性を同じくする団体等との友好関係結ぶことに尽きる。また、東京保護観察所等から関係機関の紹介を受けるなどしている。

民間ボランティアの円滑な活動のためには、職員との協力体

制が必要である。民間ボランティア等の参加による人の出入りの増加と処遇の拡大は職員の負担も重くなる。

- 定期的に来られる民間ボランティアには、せめて交通費見合の実費が支給できないかと思う。
- 若者を含めた広い層から民間ボランティアとして継続的に協力を得るためには、人を立ち直させる喜びを感じてもらうことの体験が出来るかである。

2 広報・啓蒙活動の推進等について（22条）

（1）両全会の広報・啓蒙活動の状況

- 当会は、東京の中心にある女子施設ということで全国から保護司、更生保護女性会、民生委員、大学生等の幅広い団体・個人の見学や関係機関等の視察がある。その数は年間1、200人に達する。団体等の見学の場合は、申し込みに対して問題がなければ日程調整をし、説明・紹介ビデオ・所内見学と約1時間半のコースである。見学の件数が多いが当会の役割と職員も理解し更生保護の啓蒙活動として対応している。

マスコミからの取材依頼も新聞、テレビ、雑誌等年間平均10数件の依頼がある。法務省からの紹介が多いが直接の依頼には、法務省を通してもらう。

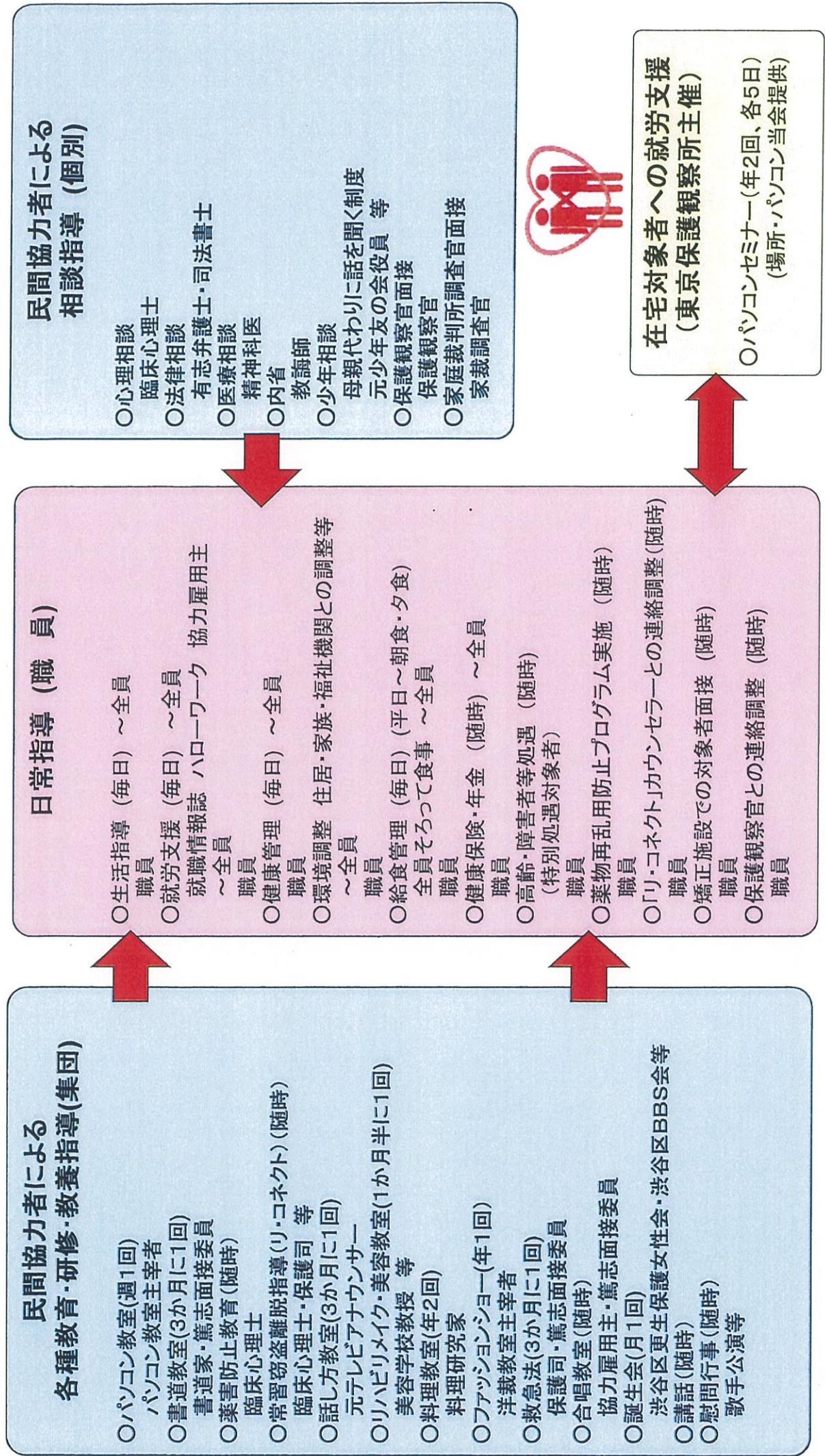
- 見学やマスコミの取材は、手間と神経を使う。特に、テレビについては気を使う。対象者は、基本的に取材を受けたくない、そっとしておいて欲しいのだ。本人の個人情報への厳守を説明し更生保護の啓蒙活動に協力を頼むが断られる場合もある。それは無理をしない。映像の出るテレビの取材は、対象者もナーバスになる。

特に、テレビの取材に当たって当会で気をつけているのは、短時間でカメラを回して撮影していく取材は断っている。もちろん企画の趣旨が更生保護の啓蒙等に役立つことが第一である。影響の大きいテレビの撮影は、十分に時間をかけて行い、同時に複数の社の取材は受けない方針でやっている。

(2) “ 総論賛成！各論反対！ ” の壁をどう越えるか

- 政府の経済財政運営の基本方針である「骨太の方針」において矯正、更生保護が記載されるなど社会の理解は大きく進んでいる。再犯防止の必要性は、一般の社会の人は理解してくれる。～いわゆる総論賛成である。
しかし、ひとたび、更生保護施設等刑事施設関係の新築、改築になるとその地域の人から厳しい反対を受けることが多い。迷惑施設として反対される。～いわゆる各論反対である。
- 刑務所出所者等の実像に対する理解が出来にくいことが背景にあるのであろうが、新聞等で報道される凶悪な事件に結び付けられてしまう。当会の対象者は、障害や多くの負因を持っているが大部分の者は社会で自立したいと思っている者である。これらの者に手を差し伸べ社会的に再生させることが社会的にも経済性、合理性に合い人道的にも適うものである。このことを十分に啓蒙する必要がある。
- 当会の対象者は、大部分の者が刑務所出所者であるが、現場の第一線の施設としての実情を広報し啓蒙活動に協力している。現場の保護司等の関係職員や更生保護施設等の関係機関が“草の根活動”で現場周辺から広報・啓蒙活動を行うことが重要である。
具体的には、地域の了解を得ながら、地域主催の行事、例えば、夏祭りや清掃活動等に参加し地域の人々に更生保護施設の利用者の実像等を理解してもらうことも必要になってくるものと思われる。(地域の人々の知らないことからの拒絶を回避する工夫が必要)福祉との連携をとることは、社会の理解を得る上で良い実践活動となろう。
社会との結びつきの中で大きな役割を担っているのは、地方自治体である。より社会的に影響力がある地方自治体の理解と協力を得ることが今後、すぐれて必要となる、

「人間性の回復」のための処遇システム



清水委員資料

第5回再犯防止計画検討会意見

清水 義 恵 （更生保護法人清心寮理事長）

<民間ボランティアの活動の推進等>

1 保護司活動を持続していくためには適切な役割期待に留意すべきである。

保護司は、保護観察対象者や家族を地域社会につなぎ直す接点という大切な意義を有している。そのことは保護司が地域の一員としてのボランティア性や隣人的支援を基本的な性格としていることによって広く受け入れられているものである。

更生保護は言わば「小さな保護観察所」と「大きな（懐の深い）地域社会」で構成されてきた。保護司はその双方のインターフェイスでもあった。

しかしながら、地域社会や保護観察対象者を取り巻く保護者等関係者の受容機能の後退・希薄化や保護観察対象者の抱える問題の複雑化など、従来の個々の保護司の隣人的支援としての機能だけでは対応しきれない実態が広がっている。

また近年、保護観察への期待も増大・多様化しているものの「小さな保護観察所」ではその分を抱えきれない実情や地域展開機能が十分でないこともあって、個々の保護司にとどまらず保護司組織としての対応に期待される課題も増大している。その結果、制度としての保護司に対する役割期待は拡大しており、負担も増えている。

「新たな犯罪特性や障害特性についての研鑽」、「学校との連携」、「社会貢献活動」、「サポートセンター活動」、「就労支援事業への協力」、「活動資金造成」、さらには増加が予想される「薬物依存対象者への対応」等々がある。「小さな保護観察所」と「縮みゆく伝統地域社会」の狭間で保護司に期待される面が増えていかざるを得ない実情があり、保護司・保護司組織も使命感を持って懸命に対応している

このような状況で、保護司の確保や保護司組織の円滑な活動を進めるためには、保護観察所の業務執行体制と地域展開力の強化を図って、ボランティア性を活かす方策を基本とした保護司の活用方策に留意する必要がある。

2 様々な分野の地域ボランティア活動との連携・交流機会を広げる。

伝統社会の懐が縮みつつある一方で保護観察対象者等の抱える課題は複雑化してきており、再犯防止のための社会復帰支援を伝統社会の力に委ねるだけでは既に限界が見えてきている。

その中で、近年は多様な生きにくさに対応したNPO等の支援活動が拡がっており、その中で地域のひとりの生活者として支援を受けている保護観察対象者等もでてきている。

問題を抱え込まずに社会復帰支援の幅を広げるためには、地域の様々な社会資源に足を運んで交流し、必要な社会資源とつながっていく地域づくり参加的な取り組みが必要である。そのような視点でのネットワークづくりを地域ごとに進めていかなければならない。

更生保護サポートセンターには今後、保護司組織の拠点機能から広げて、そのような地域連携支援の拠点としても活動を展開していくことを期待したい。

3 民間ボランティアの活動推進のための財政基盤整備が必要である。

更生保護活動に従事するボランティアは多くが自ら資金を拠出し、あるいは地域・地縁の篤志家の寄付を募って活動してきている。これまでの伝統社会では資金も活動も自ら負担して貢献する人たちに期待することもできたがそれは既に困難になってきており、まして犯罪をした者の社会復帰という一般には縁遠いと受けとめられる分野に広く篤志家の支援を求めるのも容易ではなくなっている。今後の民間関係者の参加を広げていくためにその財政支援は喫緊な課題となっている。

再犯防止の取り組みは、円滑な経済活動や安全・安心な社会生活を支える上で欠かせないものであるが、その取り組みがもたらす利益は目に見えないものであって、財政支援等の協力は高い社会的想像力や関心がなければ容易には立ち上がらない（そういう視点から付言しても協力雇用主の方々の社会的寄与はなお一層高く評価されなければならない。）

しかしながら、再犯防止は今や個々の善意のみによる活動ではなく、国と社会全体にとっての重要課題となっており、さらにそれを実行していく上で民間ボランティアの活動が地域に当事者一人ひとりの居場所を開いていく重要な存在として期待されるに至っている。それは伝統社会の力や文化としてよりも、新たな社会システムとして欠かせない構成要素である。問題はそのようなボランティアや非営利の活動が再犯防止という社会的要請を担う重要な社会的ピースになってくる一方で、いずれも財政基盤に乏しく、加えて社会全体の財政支援が及ぶ対象にはなり得ていないということである。

後記のとおり、犯罪をした者の社会復帰という取り組みがより多くの国民に対して開かれた分野になっていくよう、広報・啓発、さらには交流へという戦略的展開が必要であるにしても、まず何よりも財政基盤が公的・社会的な理解・支援として整備されていくことが、再犯防止という誰もが進んで関わる分野とは言いがたい活動に従事するボランティアや非営利活動関係者を孤立させず、支え、さらに後継者・参加者を確保していく上で重要な課題となっていることを指摘したい。

<広報・啓発活動の推進等>

○ 不特定多数への啓発から特定多数の形成へ（広報から交流へ）。

犯罪をした人たちを責任ある社会の一員として受け入れていくためには広く国民の理解と参加が必要なことは言うまでもない。

しかしながら、一般的な「理解」と「参加」の間には大きな距離があり、特に犯罪者の社会復帰支援の場合、一般的な理解が具体的な活動参加に結びつくのはなかなか難しい。

ある済生会病院の院長をされている方が、「刑務所出所者に対する無料・低額診療や健康診断は私たちの社会を明るくする運動です。」と仰っている。

今後、一般的な理解を広げる一方向の不特定多数への啓発と具体的で相互交流的な広報とを意図的に区別した広報戦略を講じ、具体的な活動に参加する特定多数形成を一層研究し、進めていく必要がある。

そのためには、更生保護の現場への学生・生徒の実習や研修受け入れ、関係機関・団体からの見学受け入れ、一般市民の保護司インターンシップ受け入れ、重層的連携による処遇活動などを積極的に進め、何よりも大切な広報として、前記に述べているように平素の処遇活動自体を抱え込みにとどまらないよう幅広い地域連携の中に位置づける施策を講じていく必要がある。

特定多数形成を意図した広報は、不特定多数に向けた一方的な広報に比して非効率であり負担は大きいので決して容易ではないが、犯罪者の社会復帰支援のような誰にも身近とは言えない分野ではこのような視点の戦略が必要である。

堂本委員資料

第5回再犯防止推進計画等検討会（2017.06.28日）

堂本意見

1. 民間ボランティアの活動の促進等について

(1) 「民間ボランティアの活動の促進」を「民間支援活動の促進」としてはどうか

英語の volunteer には自発性、無償性、先駆性などの意味があり、日本語では奉仕のニュアンスが強い。従来、刑務所への慰問を行う更生保護協会や個人は無償の奉仕であり、「ボランティア」の領域であった。奉仕には責任が課せられず、拘束をうけず、当然のことながら本来の職が優先する。

しかし、今後、地域住民や民間企業、財団、社団、社会福祉法人、NPO など多様な法人や個人が、無償奉仕ではなく、女子刑務所で展開したモデル事業のように、有償の協力者として事業を展開することが求められており、今までの奉仕の考え方では対応は難しい。

(2) 民間団体（個人）の活用

会社・財団・社団と同様、さらに NPO 法人の積極的を活用することが期待される。現在、NPO 法人犯罪被害者支援センターや NPO 法人犯罪被害当事者ネットワークなど様々な団体が活動しているが、国が予算を確保して、民間への委託事業として展開することや、また、施設はあるが人材が不足しているため積極的な活動ができない場合は、指定管理者制度の活用もある。例えば、退所者が生活・居住し・就労できるようなソーシャルファームなどのようなものを積極的に育成することも考える。また、個人・団体の活動にあたっては、民間からの寄付を集めやすくする環境を整えるため、寄付金控除などの制度の充実を検討・実施すべきである。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業における再犯防止の取組（様々な NPO 等との連携）

生活困窮者自立支援制度（自立相談窓口）において、罪を犯した困窮者の生活支援、就労支援、そして再犯防止を推進するためには、既存の福祉団体や NPO 等の地域資源を掘出し、協力を求めることや啓蒙が必要である。さらに、NPO などの民間（団体）の創意工夫に基づく再犯防止のための事業提案を募集・実施することを検討すべきである。

例えば、仙台市の一般社団法人パーソナルサポートセンターは、仙台市の生活困窮者（生活保護受給者を除く）に対し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を実施している。

罪を犯した困窮者の支援も進めるなか、連携先の NPO 法人では、運営する無料低額宿泊所に入居した62人のうち19人（30.6%）が刑務所退所者であった。平均の在所期間が1年8ヶ月（最短3ヶ月～最長81ヶ月）であり、この NPO 法人の実施する生活支援と自立相談支援事業所の支援が効果的に働き、再犯防止の実績につながっている。

永見委員資料

第5回再犯防止推進計画等検討会における意見（概要）

全国保護司連盟副理事長

保護司 永見光章

【民間ボランティアの活動の促進等について】

1. 保護司の役割・現状

保護司という民間篤志家の拠って立つところは「民間性」と「地域性」にあると言われます。更生保護活動において、国家公務員である保護観察官と比較して、地域の民間人である保護司の特性は

- ①対象者の近くに住んでいて対象者の情報を得やすい
- ②生育歴、家庭環境がわかるので立ち直りの支援をしやすい
- ③権威的、権力的でないので、対象者との信頼関係を築きやすい
- ④継続した長期間の担当も可能である
- ⑤地方公共団体、学校、関係機関・団体との連携が取りやすい
- ⑥協力雇用主の活用、社会資源の開拓を実行しやすい

等があると思います。他方、民間ボランティアの難しさとして

- ①専門性を持たないので、処遇等に限界がある
- ②自宅での面接等、民間人として無防備な存在である
- ③常勤ではないので、組織として活動しにくい

等があげられます。

また、近年では、個々の保護司を取り巻く状況には、以下のような課題があります。

- ①薬物、高齢、精神疾患、発達障害等、保護観察対象者の有する問題が複雑・多様化していること、家庭や地域の協力を得られない対象者が増加しているなど、処遇が困難化している。
- ②保護観察事件数が減少し、保護司が経験不足になり、処遇活動に自信を持ってなくなっている。

③住宅事情、家庭事情により、自宅での面接が困難になっている。

さらに、保護司組織に目を移すと以下のような課題があります。

- ①保護司候補者発掘の困難化や早期退任保護司の増加により保護司の減少傾向が続いている。
- ②保護司組織の基盤が脆弱である（組織活動のための経費の不足、人材育成に苦慮）。

これら保護司及び保護司組織が抱える課題への対策として、私たち保護司が現在、最も重要と考え、取り組んでいるのが更生保護サポートセンターの充実強化です。

2. 更生保護サポートセンターの充実強化

平成20年度、全国6カ所に最初の更生保護サポートセンターが設置されました。現在では、全国886の保護司会の半数以上がサポートセンターを設置しており、もはや、保護司が組織的に活動していくに当たって、更生保護サポートセンターが不可欠であるという認識になっています。

更生保護サポートセンターには、保護観察対象者との面接場所といった機能もありますが、保護司の組織活動においては、①地方公共団体との架け橋としての機能、②地域における更生保護の情報発信基地、③保護司の安定的確保（説明・面談場所、新任保護司の相談対応など保護司育成の場）、④地域の関係機関・団体との連携拠点、⑤保護司の研鑽機会の充実による保護司の処遇力向上等の重要な役割を果たしています。保護司の処遇活動は、一対一で保護観察対象者に向き合う孤独な活動ですが、困った時に、サポートセンターに立ち寄れば、常に保護司仲間たちがいて、相談にのってくれるというのは、保護司にとって、何より心強いものです。

全国のサポートセンターを見ますと、BBS会と協力し、放課後、行き場のない少年たちに対する学習支援、家庭の事情により、家庭で夕食を取るこ

とができない子どもたちに対して、更生保護女性会と連携した「子ども食堂」の実施、保護観察対象者の保護者に対する「親業教室」の実施、自助グループと連携した薬物依存者等の支援等、多彩な取組があり、これらは、地域における再犯防止機能の強化に繋がっていると考えます。

サポートセンターの設置により、保護司会が「目に見える」存在になり、関係機関や地域住民などからこれまで以上に様々な依頼や相談を受けるようにもなり、中には、地方公共団体から子育てや非行など一般相談の窓口などの業務を委託、依頼される例も複数見られます。保護司としても、地方公共団体から頼りにされ、地域の安全・安心に貢献している実感がわき、保護司活動のやりがいが増している感じがします。

昨年度行われた全国のサポートセンターに対するアンケート結果を見ると、90%以上の保護司会が「更生保護サポートセンターの設置により、保護司会全体が活性化した」と回答しているほか、個々の保護司による処遇活動への支援、経験の浅い保護司の育成、関係機関・団体との連携の強化、更生保護関係団体との連携の強化、“社会を明るくする運動”の活性化等の項目において、80%前後のサポートセンターが「進んだ」と回答しており、サポートセンターによる効果に、保護司は手応えを感じています。

もはや、充実した保護司活動のためには、サポートセンターの存在は不可欠であり、早急に全ての保護区（886地区）にサポートセンターを設置するとともに、その機能の充実強化を図り、それぞれの地域において再犯防止を推進する拠点とするべきだと思えます。

さらに、保護司にとっても保護観察対象者にとっても、サポートセンターが身近にあることが望まれますが、保護司会が広域にわたる場合には、面接場所や協議場所として活用しにくいとの問題があります。また、保護司会が複数の地方公共団体から構成される場合には、地方公共団体との関係が密接になればなるほど、地方公共団体とサポートセンターが1対1で対応していることが望まれます。サポートセンターが地方公共団体との連携を強め、地域に密着した活動を展開するためには、市区町村ごとに再犯防止の推進拠点

としてサポートセンターが設置されることが理想的であると考えます。

3. 保護司の支援体制の充実

保護司の負担を軽減し、保護司・保護司会活動の一層の活性化を図るため、保護司会の活動を支援・助言する人材の配置も検討していただきたいと思えます。例えば、保護司の中には、保護司を定年してからも、地域の安全・安心に貢献したいとの志を有する者が多くおります。こういった方々が、地域の有識者として保護司会に助言等を行うことも有効であると考えます。

4. 保護司以外の更生保護団体（BBS、更生保護女性会）について

私たちの仲間であるBBS会や更生保護女性会も、地域の安全・安心の実現に大きく貢献しています。近年、更生保護女性会は会員数が大幅に減少しており、BBS会員も減少傾向にあります。地域の一般の方々から「再犯防止」への協力を得ていくためには、国や地方公共団体が更生保護女性会とBBS会の活動を支援し、これらの団体を活性化していくことが大切だと思います。

保護司としても、昨年度から始まった保護司活動インターンシップにBBS会や更生保護女性会に参加してもらうなどして、BBS会や更生保護女性会の皆さんに保護司活動をもっと知っていただき、相互の連携を深めると共に、インターンシップに参加したBBS会員や更生保護女性会員が将来、保護司候補者となってくれることを期待しています。

【広報・啓発活動の推進等について】

1. “社会を明るくする運動”の推進

来月は、再犯防止推進法に基づく初年度の「再犯防止啓発月間」であり、私たち保護司は、例年に増して“社会を明るくする運動”を盛り上げるべく取り組んでいるところです。“社会を明るくする運動”の強調月間である毎

年7月が「再犯防止啓発月間」とされたことにより、ますます国・地方公共団体・民間が一体となった広報啓発活動が展開できることを願っています。

すでに何度か申し上げましたが、私は、「狭義の」再犯防止を訴えるのではなく、学校や地域と連携した少年の非行防止や健全育成に力を注ぐことが重要だと考えています。東京都内の各地域でも中学校と連携した諸活動が充実しておりますが、これも、かつて中学生の保護観察対象者が激増したことを受け、私たちの先輩保護司が「学校との連携」に力を注いできた成果であると思います。このことは、今日の少年非行の減少に多少なりとも寄与しているものと考えています。

最近の“社会を明るくする運動”は、「住居支援」や「就労支援」を重点事項に取り上げていますが、一般の方々にはなじみが薄く、なかなか当事者意識を持って下さる方は少ないです。住民の中に犯罪をした者が存在することを前提とした「再犯防止」という考えに対する抵抗もあるようです。長い歴史のある“社会を明るくする運動”という、一般の方々にもなじみやすい、受け入れやすい名称のもとで、活動を更に盛り上げていくことで、犯罪予防や再犯防止、犯罪や非行をした人への立ち直り支援への理解・協力を得ていくことが有効ではないかと考えます。

こういった広報・啓発活動の推進は、民間による地道な取組を続けることも重要ですが、国からの財政面を含む支援の充実や、地方公共団体からのより一層の情報発信なども望まれます。

2. 地方公共団体への期待

(1) 地方公共団体における再犯防止・犯罪予防の担当部署の設置

再犯防止推進法が再犯防止施策の実施を地方公共団体の責務として定めたことは大変意義深いことです。一方で、実際の地方公共団体の多くは、再犯防止や犯罪予防の担当部署がないため、誰も当事者意識を持っておらず、保護司が再犯防止施策の関係で協議したくても、「窓口すらない」例も多くあります。地方公共団体が、平素の業務として再犯防止施策に取り

組むためには、まずは担当部署を設置することが大前提になると思います。そして、各都道府県・市区町村の担当部署が設置されましたら、例えば、各地域の関係機関・民間団体等からなる「再犯防止推進協議会」を設けるなどし、地域のネットワークづくりを担っていただくことが望まれます。

(2) 再犯防止推進法を踏まえた「再犯・再非行防止条例」制定

いくつかの地方公共団体では、地域の安全・安心に関する条例が制定されています。これらは、交通安全、建築、環境といった観点からのものがほとんどですが、再犯防止推進法を踏まえ、犯罪や非行からの立ち直り支援による「地域の安全・安心」といった新たな切り口の条例が制定されると良いと思います。具体的には、立ち直り支援に取り組むボランティア団体への支援、安全・安心なまちづくりのための広報・啓発の促進、地域の関係団体、事業者、行政機関等の責務を規定することなどが考えられます。今後、再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」を全ての地方公共団体に策定いただきたいと考えておりますが、より大きな視点で、こうした条例の制定についても進めていただきたいと考えています。

(3) 住民も参加した「地域安全・安心会議」の設置

地域の安全・安心について住民同士が話し合う「地域安全・安心会議」のような取組も必要だと思えます。町内会や自治体単位で、各種団体や住民が集まって、地域の安全・安心について、自らの課題として考える。地方公共団体から町内会・自治会等にこうした取組を促していただくことも考えられますし、保護司は、このような会議の取り纏め役になることもできると思えます。こうした取組を広めていくことが犯罪予防や再犯防止に対する住民の幅広い理解や協力につながり、ひいては地域の安全・安心の実現につながっていくものと考えます。

宮田委員資料

第1 民間ボランティアについて

1 保護司をめぐる問題

(1) 保護司の確保について

私は、大学生3年生（昭和58年）のときに刑事政策の講義を受けたが、そのときに、「保護司の高齢化」の話を聞いた。その後もその指摘がされ続けており、問題が全く解決できないまま30年以上が経過してきたことになる。

保護司については、各地の保護司会からの推薦により新たな保護司の選任がされる場合が殆どである。かつて、保護司は①寺院の住職や地域の有力者といった名望家 ②町内会やPTAの会長経験者 ③①・②の配偶者 といった人達が、対象者に対する地域での面倒見のよい小父さん、小母さんという立場から関わってきた。とくに欠損家庭、貧困家庭等の非行少年が、地域の人達との関わりで愛情等を補完されることで立ち直るというように、大きな効果があったことも事実である。

しかしながら、現在、①刑の一部執行猶予制度により長期間の指導監督が必要となる特別予防の見地からの対応が必要な者、とりわけ薬物事犯 ②高齢者、障害者といった、専門知識がないと効果的な指導監督のできない対象者が増大していくことになる。また、刑務所から仮釈放による保護観察に移行すべきなのは、再犯のおそれが高く、社会内での教育・指導が必要な者であるはずなのに、そのような者が仮釈放の恩典を受けることは殆どなく、家族があるなど、「事故を起こす可能性が極めて低い」限られた人にしか仮釈放を付してこなかったことには、保護観察官の不足とともに、専門性のない一般の人を保護司にしてきた制度の限界もあったように思われる。

現在、都会では地域社会が崩壊し、町内会の機能が低下し、中流層が私立学校に進学することが増えて公立の小中学校のPTAが弱体化しているし、地方では人口減による地域活動の不活性が起きている。地域から保護司を探してもらって従来のやり方で保護司が円滑に推薦されるとは思われない。

東京保護観察所では、弁護士、司法書士等の士業団体や理容師、美容師等の職業組合等に呼びかけて保護司を募集しているようだが、このような取組の強化が必要と思われる。専門家保護司が入ることで、保護司自身の疑問や悩みの解決につながる場合もある（当職も、保護司仲間のケースについての法律的な問題について解答したことがある）。弁護士の保護司の確保のためには、法テラスの弁護士や公設事務所の弁護士などに就任を呼びかけるということも考え得るのではなかろうか。

また、後述のように、犯罪をした人の社会復帰を支援するNPOや任意団体が多数あり、そのような活動をしている人達の協力を求めることで、犯罪をした人の社会復帰に対する知見や経験のある人を保護司にすることが可能となるだ

ろう。再犯防止法では、地方自治体の犯罪をした人に対する協力義務が課されたところ、例えば、自治体が、福祉事務所のケースワーカー、児童相談所や女性センター等の心理職職員やその経験者など、犯罪をした人への支援に関連した具体的ノウハウや知識を持った人に保護司になるよう呼びかけることも検討すべきではないか。あるいは、DARCなど、犯罪をした人の自助グループで、非常に素晴らしい指導をしている人達がいるが、前科があると保護司への任命ができない。犯罪をしてから一定年限がたてば保護司になれるという法改正を行うか、かような活動実績のある人に対しては積極的に恩赦による復権をし、保護司となる途を開き、更生支援への協力を求めるべきである。

さらに、弁護士等が被疑者・被告人に対する「更生支援計画」を策定することがあるが、このキーマンが当該被疑者・被告人に対して継続的に支援できる「法的な裏付け」があると活動がしやすくなる。「担当保護司である」ということになれば、受刑中、帰住先調整のための出張旅費の支弁が受けられるなど、社会復帰支援を現実化させるための継続的な活動が可能になる。「そのケースのため」の特命の保護司というのは今まで無かった概念かもしれないが、現実的かつ実効性のある方法かと思われる。

かように、今までとは違ったチャンネルからの保護司の任命を考え、退職して時間に余裕のあるある程度高齢の方だけでなく、むしろより積極的に「現役世代」の有職者を保護司とする方策をとるべきである。

(2)保護司に対する配慮等について

現在、保護司が自宅以外でも面会できるよう、「サポートセンター」の拡充等が図られており、さらにこれを充実していただければと思う。ただ、「サポートセンター」であることをあまり大きく表に出すと、「あそこに入入りしている人は前科者だ」というレッテル貼りの効果も出てしまうので、例えば公共機関の一角など、そこに入入りしても不審に思われないような場所を設定するなどの工夫が必要と思われる。

保護司がケースを担当する際の手当はあまりに貧しい。犯罪の種類や対象者の資質から困難が予想されるケースについてだけでも手当を加算するなど、何らかの経済的な支援の強化をするべきである。

保護司に対する研修会は、通常、昼間にしか企画されていない。これでは、有職者に、有給をとって来い、予定をキャンセルして来いというのも同然で、そのような保護司は出席することができないか、大きな負担をかけながら参加することになる。夜間の研修会や交流会等を企画することで、有職者の保護司を獲得し、あるいは一度保護司になった人に再任を更新し続けてもらうことが可能になるものと思われる。各地で夜間の研修会を企画することを試みるべきである。ちなみに、都内のある保護区において、定例研修を夜間に開催しようとしたところ、主任官から夜の研修は止めるよう「指導」があったと聞いている。この保護区では、約150人の保護司のうち、夜間の補講を希望する者が45人いたとのことであり、とくに有職者の保護司からの研修会夜間開催のニ

ーズは大きい。研修会には主任官が出席することとなり、その都合もあるのかもしれないが、主任官が来なくても十分に研修の実は上げ得るのであり、DARC職員や弁護士等を講師とした研修等も可能なのであるから、各保護観察所は、各保護司会の必要性に応えた研修の実施ができるように図るべきである。

研修内容についても充実させるべきである。保護司に対する定例研修は、主任官による各地で統一したテーマの話があり、その後、質疑応答等がなされる。研修会に対して、主任官がレジュメを読み上げるだけだったのでレジュメさえもらえれば研修会に出る必要はなかったというものや、レジュメの内容の相当部分が地域の保護観察所報に書いてあり、研修の意義はどこにあるのかという意見や、刑の一部執行猶予に関する研修の際、主任官が薬物依存治療やDARCの話をしたところ、保護司からその利用費用等についての質問が出た際、主任官が全く返答できなかつたというような意見もある。3つめの意見については、生活保護の場合はDARCやNAへの交通費は移送費として公的負担の対象となること、生活保護を受けていない場合には、依存症として精神科治療を受けている場合には自立支援医療として医療費の公的負担があること、精神障害の域であれば障害者手帳の給付により都営線の無料パスが出る等といった福祉的支援のメニューに関する回答が期待されていたものと考えられるが、かような福祉に関する知識のない保護観察官は相当数おられるものと思われる。保護観察官による、一律の内容の研修を実施し、保護司の知識の統一を図るとともに、主任官との交流を図る場を作るという趣旨は理解できる。しかしながら、主任官の方々の資質もいろいろあり、ケースの対応や保護司からの個別の質問への対応には定評があるが講義は不得手な方もおられるであろうし、プレゼンは上手いが対人スキルには自信のない方もおられるであろうから、主任官に対して一律に同内容の研修の講師を命じることには疑問がある。保護司のニーズに即した研修、例えば、どういうときにどんな福祉支援が受けられるのか、といった身も蓋もない疑問に対応してもらえるような研修会を企画できる環境を作っていたらと思う（もちろん、保護観察所から福祉についての冊子が配布されているが、犯罪別、障害別にはなっていないので直ちに自らのケースへの適用について考えが及ばないことがある。また、資料があれば研修がいらないうなら、レジュメを配布すれば定例研修も必要ないとも考え得る）。福祉の知識であれば、地域の福祉職に保護司になってもらえば、保護司どうしの自主研修等で応えられるニーズであり、専門職保護司を増やし、そのような保護司が自分の所属する地域以外でも研修の講師を務めるなどすれば、相当分厚い知識の共有ができることになるのではないかと。

(3)保護司の業務等

保護司が地域毎に任命されているのは、対象者に対して、保護観察が終わっても、何かあれば相談できる近所の頼りになる人を紹介するという意味あいがあるからであろう。親身に指導すればするほど、また、難しいケースであればある程、保護観察期間終了後も保護司に対する相談が持ち込まれ、そのような

相談に応じることが、元対象者の生きづらさを解消し、再犯防止の役割を果たしている。かような場合には、保護司に対しての費用支弁の制度は全く存しない。かような場合も、報告書の提出などを要件に（個人情報への不当な提供とならないよう、元対象者は匿名化するなど、報告の形式には工夫が必要かと思われるが）手数料を支弁する方策を考えるべきで、直ちに国からの支弁が難しいのであれば、試験的に保護司会からの費用支給などの方策を実施することを考えるべきである。

保護司は、地域毎に任命され、その地域で活動することが原則とされているが、とくに高齢者・障害者案件では、施設になじめないなど地域への定着がうまくいかず、別な施設を探すとなれば地域外となる場合は少なくない。かような困難のあるケースの場合には、地域を越えた活動をしなければならなくなる。高齢者、障害者については、その特性に習熟した保護司が継続的に指導、助言をすることが妥当であり、地域を越えての活動をするを前提とした活動が保障し、そのような業務態様を広く認めていくべきである。

2 更生保護女性会

保護司同様、更生保護女性会も高齢の方々が多く、もっと若い人達が参加できるように工夫すべきである。

更生保護女性会の方々が、更生保護施設での人の不足を補ったり、施設に花壇を設置して毎日和める仕事を対象者に与えたり、子ども食堂を開催したり等と、様々な役割を果たしていることについて、もっと広く広報するべきである。法務省の HP や全国更生保護女性会の HP では、結局何をやっているのか、そこで活動をしている人達の実感といったことが十分記載されておらず、そこを見て共感して参加しようという人が出てくるとは思われない。

ただ、なぜ、あえて女性の組織を作らなければならないのか、という根本的な疑問が発された場合に、法務省や同会の回答は準備できているのだろうか。日本更生保護女性会の HP に「更生保護女性会は、一人ひとりが人として尊重される社会、だれもが心豊かに生きられる社会を目標に、女性の持つ温かさや細やかさ、だれもが持っている善意の心を生かし活動しています。」との記載があり、当職も、女性の視点が非常に有用であること、女性どうしのグループのほうが活動しやすい面があるということを確認するものではあるが、「男女共同参画」が高らかにうたわれている時代に、「女性の組織」「女性らしさ」を正面から打ち出す組織があることによって、更生保護分野が思想的に極めて古く差別的であるかの印象を与える危険は考え無くてもよいのだろうか。

保護司 OG の方々はともかく、むしろ、女性会に入っただけよりも、保護司としてご活動いただくだけの能力や知見のある方々がこのような会には参加しておられるように思われるので、そのような方々を保護司として積極的にリクルートすべきである。また、保護司 OB の男性でも、保護司を定年になった後、さらに、元気で地域活動等に従事しておられる方も多数おられ、その活動の場を提供できるような組織があってもよいように思われ、更女を発展的に改組すること

も考え得るのではなからうか。

3 篤志面接委員や教誨師といった刑務所内で活動するボランティアについて

(1) 篤志面接委員

篤志面接委員の活動は、家庭問題、職業相談、法律相談などの受刑者の「悩み」の相談や、俳句・短歌、音楽、書道、珠算などの趣味の指導、その他、犯罪防止のための薬物依存離脱指導、交通安全指導、酒害教育などである。

受刑者等の中には、自分の置かれている状況について法律相談が必要なレベルであるかどうかすらわからない者がいる。およそ悩みをいろいろ聞いたうえで、その悩みが精神・心理状態に起因するものなのか、法律問題なのか、家族との調整なのか等についてコンサルティングをする人がいないと、適切な問題解決につながらない場合も多いと思われる。というのも、私は、特別調整によって、初めて法律問題があぶり出されて弁護士の相談につながった多くの例を聞いているからである。受刑者が時間をかけて、自らの抱えている問題について語れるような場を作り、そこでの民間コーディネーターが、他の相談へと適切に割り振っていくようなシステムがないと、「このような制度があります」ということに終わってしまうように思われる。

また、篤志面接委員を企業の社会貢献活動として取り組んでもらい、例えばPCやスマートフォン等の機器の利用について指導を求める、あるいはかような指導の際の機器提供を求めるといったことも検討すべきことかと思われる。企業では廃棄PCの処理に困っている場合があり、機器提供にも協力を求めることが可能ではなからうか。

そして、施設内処遇と社会内処遇の円滑化を進めるためには、社会内での支援に関わる保護司や更生の会員等を積極的に篤志面接委員に登用し、施設内の状況について保護司に知らせ、共通認識をもって指導に当たれるような体制を作ることも検討すべきではないのか。保護司や更生は地域で様々なボランティア活動をしており（例えば、地域の補導支援活動）、法務省のボランティアが法務省の活動よりも他の活動を多くしていることには常々疑問を感じている。

(2) 教誨師

教誨師は受刑者等の魂の問題に触れる大変重要な役割であり、とくに生命を害した者に対して救いや赦しを与えてきており、当職も、更生に資する重要な活動をしてきたことについて否定するものではない。しかしながら、日本人には「無宗教である」という者が多いのであり、過去に宗教的行事や施設等に触れたことがない者も多い。むしろ、受刑者等に必要なのは、日常生活というよりはむしろ心の深い部分を扱うことがテーマである宗教よりも、日常生活を正常に送ることができるようになるための個別の心理カウンセリングやSSTである場合が多いと思われ、むしろ、施設内での心理職による指導や外部からのカウンセラーの招聘等を行ってそれらを実施することのほうが重要であると思わ

れる。

また、日本人の少なからぬ数の人々は（とくにオウム事件以降）、宗教に対して拒絶的である。ところで、欧米では、もともと東洋の宗教上の伝統的な修行方法であった瞑想を換骨奪胎した、「マインドフルネス」という瞑想の方法が確立し、企業の研修や矯正現場などで流行している。かような、宗教性を廃し、なおかつ、過去に宗教が果たしてきた精神の安定、集中力の陶冶等に役立つ手法が確立しているのであるから、その導入も考えられるべきである（もちろん、宗教者でかような手法に習熟した方もおられる）。

さらに、宗教的な救いは、被害者にとっても必要な場合がある。現在、保護観察所が被害者への対応をしているところ、矯正局には、かような、教誨師という宗教家の大きな資源があるのだから、その活用を考えるべきである。寄る辺のない被害者が、（新興）宗教の食い物となり、多額のお布施を取られるなどの被害にあう場合もあり、必要に応じて、国の活動に関わっている、悪いことをしないであろう宗教者の存在を知らせる（具体的に紹介すると、政教分離原則から問題ありとされるかもしれないが）ことには大きな意味があるように思われる。

4 各種の民間での活動との連携の必要性

(1) 公のボランティアどうしの連携

法務省には「人権擁護委員」という人権侵害の防止のための啓発活動や人権相談、勧告等を行うボランティアが配されている。犯罪をした人やその家族がいわれのない差別を受けて苦しむ例などもあるが、かような人達に「人権擁護委員」の存在は知られていない。また、私も人権擁護委員をしたことがあるが、保護司等が中心になってになっている「社会を明るくする運動」に人権擁護委員のときに関わった記憶がない。人権擁護委員にも、犯罪をした人に「おかげさまで」と言ってもらえるよう、更生保護に関する様々な情報提供をすべきではなからうか。人権擁護委員も、地域の保護司も、それぞれ小中学生に作文を書かせているが、共通テーマでの作文を書かせて協働することがあってもよいと思われるし、それぞれの活動について知り、交流する場があってもよいと思われる。これは法務省内部（保護局と人権擁護局で、担当する局は違うのであるが）のボランティアどうしの問題であり、法務省のやる気でいかようにもなる問題ではなからうか。

地域には民生委員が配置されている。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の相談に応じ、必要な援助を行う者で、子どもの見守りや子育ての相談などをする「児童委員」を兼ねている、地域福祉サービスに関するボランティアである（最近、民生委員のなり手がなくて困っているという話を聞いたことがあるが、保護司同様、地域社会の崩壊等が原因と思われる）が、地域での福祉のにない手として、極めて重要な役割を果たしていることは言うまでもない。民生委員と保護司を兼ねている人もいるが、組織的な民生委員と保護司との交流は殆どない。民生委員は、地域での見守りや福祉当局との結びつ

きが強く、その知識やノウハウは保護司にも必要なものであるし、現在、犯罪をした人の地域への定着が非常に重要視されているところ、民生委員の協力があれば、よりそのような活動が促進し得る。まずは、民生委員に対して、犯罪をした人の社会復帰の重要性について啓発する活動が必要と思われる。これは、各地の保護観察所が実施することも可能であるし、厚労省が自治体に対して通知を出し、さらにパンフレットを作成して配布するようなことも考え得る。後者のほうが現実的であるかもしれない。また、地域での民生委員と保護司の交流の機会が作られることが望ましいと思われ、そのような企画を基礎自治体に呼びかけてみるのが考えられる。

(2)各種 NPO 等の民間団体との連携

犯罪をした人に対しては、民間で各種の支援を実施している団体等がある。

ア 弁護人の福祉職との連携

各地の弁護士会では、地域の福祉職と連携して、様々な調査・研究活動を行うとともに、弁護人が個別事件において被疑者・被告人の更生支援計画を策定し、被疑者・被告人の資質や社会復帰のための資源を調査し、具体的支援の方法を提案する活動を推進している。

検察庁では、社会復帰支援室等の活動を通じて福祉職との連携を実施しているが、福祉職が被疑者・被告人と直接面接することもなく、検察官からの情報に基づいて福祉的支援について検討をしている。そうすると、発達障害等の福祉の専門職が会って話せば発見できる被疑者、被告人の資質が見過ごされたまま福祉支援が決定され、資質に合わない福祉サービスにつながる危険もある。

弁護人の福祉職との連携では、福祉職が被疑者・被告人と面会し、既に家族等の社会資源があればそれとも面会するなどして資料を収集し、計画の策定をしているものであり、時間の制約はあるとはいえ、本人同意の問題や本人の資質のアセスメントがなされる分、検察官と福祉職の連携よりもベターな方法と考えられる。

かような活動に対しては、一部の弁護士会が微々たる費用助成を行っているが、専門家たる福祉職への支援の金額としては貧しいもので、法テラスからの国選弁護費用としての支弁が行われるように刑事費用に関する諸規定は支援法改正が実施されるべきである。なお、来年度予算で法テラス予算を削減する案を法務省が作成していると聞いているが、犯罪をした人が抱えてきた債務超過や家族の問題、意思決定を補う成年後見の問題等、広い分野で法的支援が必要であることに鑑みれば、遺憾である。

イ DARC 等の自助グループ

薬物依存に関する DARC だけでなく、最近では、窃盗癖、性犯罪等についても自助グループが作られ、ともに立ち直るためのミーティング等を実施している。

自助グループは、同一の問題を持つ当事者の集まりであり、そこから立ち直れた人、あるいは再度問題行動を起こさない期間がある程度続いている人が、自らの経験を披瀝して、新たに加わった人のロールモデルが提供でき、また、そこに参加することで更生への動機付けを与えることができる。

かような自助グループの多くは、資金的な問題を抱えているところ、法人格の取得や会計処理等に対する助言や、公的な助成金等の投入、国が資金を支弁する方法ではなくとも、寄付控除の対象とすることで寄付を集めやすくする支援体制作り、固定資産税の免除などによる経費負担の軽減などの方策の検討、自治体の空いた施設の安価な貸し出し等、様々な経済的支援の方法が考えられる。かような団体の経済基盤が弱く、支援が必要なことはわかりきったことなのであり、いかに具体的な方策を示し得るかが、この検討会の存在意義であると考えているのだが、いかがか。

ウ その他の様々なグループの活動と情報共有

各地で、障害のある罪を犯した人に対する支援についての様々な活動をしている団体がある。

(ア) TS ネットワークなど更生支援のための各種 NPO 等

犯罪をした人の更生支援に関わる、専門職を交えた各種団体が全国に存在している。

障害を持つ人が、様々なトラブルに巻き込まれることがあることから、障害者の人権擁護や犯罪をしてしまった障害者の支援のために、トラブル・シューティングネットワーク (TS ネットワーク) が各地に作られている。

東京の例 <http://tokyo-ts.net/>

また、各地の TS ネットワークが協働して学会を設立し、権利擁護活動や犯罪をした障害のある人への具体的支援の方法等について研修を実施するなどの活動をしている。

日本司法・共生社会学会

(The Protection and Advocacy society of Japan Panda 学会)

<http://www.pandasj.com/index.html>

この他、犯罪をした人へのいわゆる入口・出口支援にかかわる相談事業等を行っている団体は各地に多数ある。例えば、当職の知人の関わっているところだけでも

NPO まーる (旧「配りの会」)

<https://kubari.jimdo.com/>

一般社団法人ワンネスグループ内ダイバージョンセンター (奈良県)

<http://www.oneness-diversion.com/>

特定非営利法人はすのは (高知県 貧困者支援、DV 被害者支援等の幅広い支援)

<http://kochihasunoha.jp/index.html>

非営利特定法人南大阪自立支援センター

<http://fields.canpan.info/organization/detail/1771283650>

が存する。

このような団体では、それぞれが社会復帰支援に対するノウハウを蓄積し、問題提起をする能力を有しているのであり、法務省・厚労省は、かような団体からの積極的な意見聴取を行うべきであるし、団体が利用可能な補助金について指導するなど、活動の円滑が図れるよう助言すべきである。

(イ) 地域生活定着事業を委託されている団体

地域生活定着支援事業は、自治体が民間団体等に委託することができ、石川県以外は委託事業として実施している。そのような団体では、委託事業以外でも、様々な支援をしている団体がある。

例えば、高齢者・障害者や病気の人に関連してだと、
一般社団法人よりそいネットおおさか

<http://yorisoi-osaka.jp/>

社会福祉法人南高愛隣会

<http://www.airinkai.or.jp/>

社会福祉法人恩賜財団済生会

<http://www.saiseikai.or.jp/>

などが上げられる。

地域生活定着支援センターの事業は、出口支援に限定されているが、フォローアップ中に再犯に至る例もあり、事実上、入口支援に関わり、効果を上げている多数の例がある。地域生活定着支援センターの事業は、入口支援にも拡大されるべきであり、その法定化や予算の拡充がされるべきと考える。

(ウ) 更生保護施設との連携活動

更生保護施設によっては、弁護士会や個別の弁護士との提携による法律相談や、福祉職や弁護士等の様々な人達での勉強会を実施し、施設の機能をさらにバージョンアップして地域の更生保護の拠点としてさらに育てようとする活動をするなどしている。

法律相談については、例えば、多摩の弁護士有志「TEAM 魁！」は、八王子の更生保護施設2か所を各月1で訪問している。上記のように、「法律相談なのかどうか」のアセスメントも必要な場合が多いので、相談は「よろず相談」と銘打ち、更生保護施設を法テラスの指定相談場所とすることで、法テラスの相談として案件の取り扱いをしている。このような相談事業に対しての金銭助成があれば、もっと活動が広げられるものとする。

5 活動資金をどう集めるのか

更生保護に対する活動に対しては、微々たる国費が投入されているだけであり、この事業は、本来お金と時間と人手をかけて行うべき事業である、という国民の共通認識を作っていくことが大切であり、後述の啓発が非常に重要である。

更生保護法人日本更生保護協会は、更生保護に関わる人や民間団体に対する助成を行い、各種研修や書籍を出版するなどしている団体であり、財界の有力者が歴代会長となっている。しかしながら、その資金力は十分なものとはいえず、各種助成についても十分な支出がされているとは評価し得ない。折角会長が財界の重鎮であるのだから、各種経営者団体への啓発活動を実施して寄付金を集めることなど、具体的な行動を検討し、資金の確保を実施すべきである。例えば、経団連には1350社の企業、109の各種業種団体、47の地方経済団体が加盟しており、3000円の奉加帳を回してもらっただけでも400万円以上を集められる計算となる。経済団体等で、更生保護の重要性について継続的に講演の機会を頂戴するなどの働きかけを考えるべきである。

また各地には、地域の更生保護協会、保護観察協会等が存在するが、地域では知られておらず、当職の居住地でも、毎年1回、会報が回覧板で回ってくる程度と認識している。

若い世代は、NPO等の活動に熱心に取り組んでおり、資金を集めるについて募金サイトを利用するなど、様々な形で活動を紹介し、資金集めをしている。更生保護活動についても、かような若い人の力を借り、活動について積極的に発信して国民への啓発を実施するとともに、資金調達をしていくことを考えるべきである。

6 更生保護への理解者を効率的に増やす方法はないか

現在、大学では、研究、教育の成果等を地域に還元する、地域貢献活動が大きな活動の柱になっている。犯罪をした人の社会復帰のために、大学から支援が受けられれば非常に大きな効果があるのではないか。例えば、心理学科のある大学は多数あり、少年の施設で大学生、院生にカウンセリングの訓練の場を与えるようなことが考えられないか。あるいは法学部学生が無料の法律相談を提供することは考えられないか。犯罪をした人の社会復帰支援をしているNPOや更生保護法人等が健全な経営をし、利益を上げられるように経営学部の助言を得ることはできないか。

保護司会と大学が連携している例もあると聞いており、保護司の悩みに対するスーパーバイスをいただくだけでも大きな意味があると考えられ、大学との協力関係を築いていくことも大変有効な方策であると考えられる。

また、我が国における更生保護活動は、仏教界によって始められたといっても過言ではない面がある。教誨師や保護司として活動している者も少なくなく、宗教界の方々に対して、この活動に積極的に取り組んでいただけるよう呼びかけることはできないのか。もちろん、社会復帰支援の際に布教、折伏のようなことがなされることはあってはならないのだが、非課税である宗教法人に対して、わずかな資金を集めることも困難な犯罪をした人の支援に協力を求めることは不合理ではなからう。

7 「犯罪の防止」のためには不幸な人を減らすこと

犯罪をした人は、生きづらさを抱えた人であり、以前、子ども食堂のような、地域の子どもに対する支援活動について紹介したが、地域で貧困家庭の子ども達に対して、食事や勉強する場、あるいは学習指導等がなされれば、子どもたちが学校への適応が可能となり、いじめの対象とされ、落ちこぼれる等がある程度防止することが可能となる。かようなニーズは、地域での諸活動から見いだされるものであり、民生委員、児童委員、青少年委員、PTAなどの福祉、教育に関わる人達と、保護司、更女のような更生保護にかかわる人達が協力しあい、社会のセーフティネットを大きくしていくことが必要と考える。

第2 啓発活動について

1 社会を明るくする運動について

犯罪をした人の社会復帰については「社会を明るくする運動」があるが、この啓発においては、わかりやすい「非行」あるいは「少年時代に悪かった」等との言葉が用いられ、非行少年の社会復帰への協力と読めてしまう部分がある。比較的、非行少年の社会復帰の場合は、「犯罪をした前科者」とはならないことが多く、社会の理解を得ることが比較的容易であるが、そうではない「前科者」「ムショ帰り」の犯罪をした人については、社会の理解を得ることがより困難であるにも関わらず、その点についての啓発が十分ではないという印象を持っている。また、その啓発のパンフレット等も、抽象的で、犯罪をした人が身体拘束から解放されて社会に復帰してきた場合に、何をどうすればいいのか、という具体的なメッセージが伝わらないうらみがある。

さらに、この啓発活動である「社会を明るくする運動」は、各地保護司会のある意味メインイベントであるが、有職者である保護司はかような活動に参加することが困難であり、保護司会の会合や委員会、かような活動に参加することが保護司の活動であると確信している従来型保護司と、有職者・専門家保護司との間に溝が出来る危険が存する。かような啓発活動や保護司会の維持のための活動が重要であることは認めるし、義務だといわないと保護司会が動かない危険があることを否定しないが、参加が任意であることを相互了解事項とし、本業のために出席ができない保護司の精神的な負担感を減らすことも重要であるように思われる。

2 なぜ国民は更生保護に無理解なのか 更生可能なことを積極的に啓発を！

刑務所については各地で誘致の動きがあるが、更生保護施設やDARC等の施設は住民の反対にあって建設が極めて困難である。刑務所は「中にいる人が逃げません」と宣伝しているので住民が安全だとの印象を持つ一方、後者は、普通に生活させる出入り自由の施設だから「危険な前科者が近所を出歩かれると困る」という住民感情が発現してしまうのである。

しかし、刑務所が、社会にもっと開かれるべきであることは以前にも指摘したとおりであり、外泊、外出等をもっと積極的に取り入れなければ、円滑な社会復帰の促進はできない。刑務所が「出しません。逃がしません。」という宣伝をす

ることがその足かせになることはないのか危惧するものである。

また、更生保護施設等が、近隣住民の感情を意識しすぎると、施設の規則が厳しくなり、「うちの施設は刑務所より厳しい」と対象者が嘆き、自主性や創造性を奪う結果が生じかねない。

国民が「犯罪をした人」と言われてイメージするのは、凶悪な殺人犯や職業的侵入盗等である。国民は、軽微な窃盗を繰り返している人が刑務所に数割いることを理解していないし、薬物事犯は享樂的に薬を楽しんでいる人で、フラッシュバックを起こしていつ暴れるかわからない危険な人、というイメージを持っている。薬物使用のために薬物の恐ろしさを啓発することはよいことだが、その啓発のしよによっては、薬物事犯をした人が、あたかもモンスターであるかのイメージが作られてしまう。このかねあいについて、もっと工夫できないだろうか。また、社会福祉法人南高愛隣会の活動の報告で、同会の更生保護施設から他の福祉施設につないでいくときに「銃刀法違反」だけではなく、「いじめられっ子がカッターナイフを持っていた」、「殺人未遂」だけではなく「貧困からの母子心中くずれの事件」（事件内容は加工している）というような、具体的事案を知らせることで理解を得られたケースも多いとのことである。個人情報との相克はあるが、犯罪をした人の実際に犯した犯罪の内容や事情等を開示して、更生保護施設や犯罪をした人が入居する福祉施設等の近隣住民の理解を得る努力が必要な場面もあり得るのではないか（もちろん、情報の開示には本人の承諾が必要ではあるが）。

国民の多くは、「犯罪をした人は危ない人、好ましくない人だ」「側に居てほしくない」「厳罰に処せ」「ここには来るな」という考えでいる。刑事弁護をしていると「お前は犯罪者の味方か。被害者の仏壇の前で土下座しろ。」「お前は危険な奴を社会に野放しにする気か」「お前がその犯罪者を引き取れ」等という罵声を浴びることはしばしばであり、かような国民の生の感覚は理解しているつもりである。

イタリアにおいては、憲法に、犯罪をした人の社会復帰について言及する規定があり、刑の目的は、その更生、社会復帰にあることが明示されている。我が国においても、憲法では無理かもしれないが、刑法での刑事罰の意味の規定や刑訴法の刑の執行にかかる規定中にかような規定を盛り込む改正をすることは可能であると思われるし、社会に対して、犯罪をした人と社会で伴走する機会を作ることが、その人の社会復帰のためには必要であり、ひいてはそれが犯罪防止に資することを、もっと明確にメッセージとして送るべきである。前科を有するが社会で正しく、しかも顕名で活動している人は多数おられるので、そのような方々に、テレビ、ラジオの番組に出ていただく、新聞や雑誌等でインタビュー等をしていただくなどのご協力を得て、具体的かつ積極的な「立ち直りが可能」というメッセージを国民に対して発するべきである。

- 3 被害者にならないための教育 とくに性についての必要な啓発、教育について
犯罪をした人の中には、犯罪や犯罪とはいえずとも何らかの被害にあい、その

結果犯罪に至っている人が数多く存する。例えば、金銭をだまし取られるなどして困窮しての経済事犯、虐待の被害者が虐待をする者に対抗し、あるいは暴力がコミュニケーション手段と考えて起こす暴力犯罪、そのような被害に遭った精神的苦痛から逃れるために逃避として行う薬物犯罪等は、すぐに頭に浮かべることができる。

犯罪被害にあわないように啓発することは、実は、犯罪をさせないための極めて有効な手段である。消費者被害にあわないように気をつけるべきことや、虐待やいじめ等にあった場合に相談に乗れる場所を紹介することなどについて、学生時代から教育をすることやパンフレット配布やコマーシャル、テレビ番組等を通じた啓発活動は極めて重要である。障害のある人には、このような情報をわかりやすく啓発する必要があり、教育のところで指摘したとおり、社会福祉法人南高愛隣会の作成した「地域で安全に暮らしていくために 犯罪防止、被害防止のためのテキスト」などが参考になる。

ところで、性犯罪については、性に関する誤った情報の氾濫が性犯罪の引き金になっていることがつとに指摘されており、とくに若年者、知的・発達障害を有している人にとっては、ポルノが犯行の教本となっていることが少なくない。我が国においては、性表現に対する規制がほとんどされておらず、子どもがテレビを見る時間から性交場面のある映画やドラマが放映され、インターネットのニュースサイトの宣伝欄に非常に問題のある性的テーマのマンガがスポンサーとして画面を載せ、スポーツ新聞や一般週刊誌が女性のヌードやポルノ小説（しかもイラスト付）等が掲載されているなど、少なくとも子どもがアクセス可能なメディアでの性的表現について何らの規制が考えられていない。このような野放図な状況により「女性は嫌だといっているでも丁寧な性行為をすれば満足する」等の誤ったメッセージが繰り返しすり込まれることになるのであり、何らかの表現規制をすることが啓発以上に必要と思われる。

かような規制が困難であるならば、性関係というのは信頼関係に基づいて行われるべきものであるというような、人間関係とからめた性教育（これは学校教育のところで指摘すべきだった論点かもしれない）や、ポルノ表現には誤りがあり、そのような表現によって傷つく人がいることやそれによって犯罪に至った人がいることについての啓発をして、国民一人一人に性表現の問題性を共通認識にしようとともに、マスコミ等の自主的な時間、場所等の規制を求めていくということが必要ではなかろうか。

また、女性犯罪者が被害者の立場であるという指摘が以前法務省からなされたが、かような被害の多くは性被害である。上記のような啓蒙とともに、AV出演の強要などポルノ被害にあわないよう安易にスカウトに着いていかないことや万一被害にあったときの相談場所を啓蒙する（民間団体の PAPPS <https://paps-jp.org/> は、ポルノ被害の防止のためのチラシを作っている）ことが必要である。学校の「性教育」も、メディアやネット情報からの誤った性情報に対する修正ができるような啓発活動も含めたものとする必要があるだろう（性被害に限らず、ネットへの教育は現在全く不足しているものと考えている）。

以 上

和田委員資料

第5回「民間ボランティアの活動の促進等」【23条、24条】

「広報・啓発活動の推進等」【22条】

埼玉県立精神医療センター 和田 清

・薬物依存症者に関わってきた経験、及び、薬物依存症民間「回復」支援施設に「出入り」してきた経験から、以下の点を述べさせていただきたいと思います。

「民間の創意工夫による活動の促進」という文脈での、「目指すべき制度を実現するためには何が必要か」といった視点からの事業の立ち上げと民間「回復」支援施設への更なる公的支援の必要性

現時点で、世界的に見て、薬物依存症者に対する最も理にかなった司法制度は米国発祥の「薬物裁判所 (drug court)」制度だと思えます。

この制度では、薬物事犯者毎に、検察サイド、弁護サイド、裁判官が薬物事犯者 (=薬物依存症者) 毎に「回復」のための治療プログラム処遇案を決め、判決で、この治療プログラム処遇案を選ぶのか、それとも、刑務所での懲役を選ぶのかを、薬物事犯者自身に選ばせると言うものです。この制度の根幹には、薬物依存症者 (=薬物事犯者) を刑務所に収容するよりは、薬物依存症「回復」プログラムに参加させた方が、再犯率が低くなると同時に、必要経費も少なく済むという考えがあります。この考え方は、今日ではアメリカのみならず他の国々にも拡大していると聞いています。

ただし、アメリカでこの制度が実現できた背景には、刑務所に変わる薬物依存症者の受け入れ先があったからだという現実を抑えておく必要があります。受け入れ先は医療機関ではありません。「治療共同体」と総称される薬物依存症からの「回復」のための施設であり、必要があれば、医療的・教育的支援もしながら、「回復」者による日常的指導の下で、薬物を使わない生活を繰り返しながら、人生そのものを変えるために施設です (内閣府『平成23年度アメリカにおける青少年の薬物乱用対策に関する企画分析報告書』平成24年3月 参照)。モデル的「治療共同体」は「就労と住居の一体的支援」の場でもあります。アメリカで「薬物裁判所」制度が試行され始めた頃、「治療共同体」は全米で既に2,000施設以上ありました。これらの施設があったからこそ、「薬物裁判所」制度が実現できたと言う言い方も可能です。

さて、それでは、わが国の状況はどうでしょうか？一般住民での違法薬物生涯経験率では、群をぬいて低く (例：日本2.4%、ドイツ23.9%、イギリス34.7%、フランス41.1%、オーストラリア41.8%、アメリカ49.2%)、違法薬物には手を出さないという「第一次予防」では、世界一だと思えます。しかし、一旦、薬物依存症に陥ってしまうと、「回復」への体制はほとんど整備されておらず (第3回本検討会での和田による資料 参照)、早期発見、早期治療 (第二次予防)、社会復帰 (第三次予防) という面では、先進諸国中での「最貧国」と言わざるを得ません。

幸い、平成27年度から薬物依存症に対する集団認知行動療法が診療報酬に収載され、また、精神保健福祉センターでの薬物依存症対応への促進支援が進められようとしています。この点が、わが国の最大の弱点です。医療面而言えば、薬物依存症に対する集団認知行動療法を軸とした外来診療体制整備の推進が進められようとしている今、あと、入院医療に対する診療報酬加算による体制の整備 (未だ実現していない) が整えば、医療体制としての「形」はできあがります。

一方、わが国には、ダルク（DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center）等（以降、ダルクを中心に、ダルクから派生したものも含めて「ダルク等」とする）と称する民間「回復」支援施設が60施設前後あります。そもそも、このダルクは、薬物依存症に陥った者が、「回復」のための社会資源がなかったがために、依存症者自らが立ち上げた施設です。最初の東京ダルクの立ち上げ（1985年）以降、わが国では、薬物依存症者の社会内処遇は事実上、ダルク等に「丸投げ」されてきた現実があります。しかし、そもそも、ダルクは自らの「回復」を図るための場であって、他者の回復のために存在する場ではありません。この点は、ダルクと「治療共同体」との大きな違いの一つです。ダルクを「治療共同体」の代替施設にできないかとの意見を聞くこともありますが、ダルクと「治療共同体」はそもそもの「生い立ち」において役割が違うのであり、民間施設であるダルクに、「治療共同体」になりなさいと言える筋合いのものでもありません。

わが国にそれなりの数の「治療共同体」ができれば、「薬物裁判所」制度の導入が現実味を帯びます。そのためには、「治療共同体」こそが必要です。しかし、この「治療共同体」は「非政府組織（NGO）」かつ「非営利団体（NPO）」であるところに重要な意味があります。国立の「治療共同体」がある国もありますが、「治療共同体」は設置主体とその運営方法によっては、刑務所と変わらないものになってしまうようです。

そこで、「民間による効果的取組への支援事業」の立ち上げを提案します。その内容は①ダルク等に対して、「治療共同体」に近づけることを要件とした公募、と、②ダルク等に対する効果的な取り組みに対する公募の二つの柱が必要かと思えます。

第二次予防、及び、第三次予防での「最貧国」を脱するためには、下記が必要であると考えています。

1. 薬物依存症者に対する医療体制の整備が不可欠だが、外来診療体制については方向性の目処が立ったが、入院医療については、未だ、方向性作りが成されていない。後者が成されれば、医療体制としての公的「形」は整う。
2. 「治療共同体」に近い施設設置が必須であり、そのような施設がそれなりの数、できれば、「薬物裁判所」制度の導入は現実性を帯びる。
3. 以上の二点が、現実のものとなれば、その後は、逐次、それぞれの質の向上を図れば良いわけで、そこで初めて、わが国の薬物依存症者に対する公的体制の「形」は世界標準としての体を成す。

以上です。